

平成 21 年度第 24 回税制調査会議事録

日 時：平成 21 年 12 月 22 日（火）14 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

第 24 回「税制調査会」を開会いたしたいと思います。

本日は、残されていまして検討課題の調整結果について御確認をいただいて、その後、大綱起草会合を開催して、大綱案文の最終的な審議を行いたいと思います。

本日の議題に入ります前に、まず藤井会長、菅会長代行、原口会長代行よりごあいさつをいただきたいと思います。

それでは、藤井会長、どうぞよろしく願いいたします。

○藤井財務大臣

皆さん、本当に毎回御苦勞様でした。いよいよ大詰めだと思います。最終的には皆様の御意思により、今日おいでいただいております菅副総理、原口大臣、3 人で最終的なことをまとめるということも皆様に御了解いただきました。

更に、総理大臣の下において御意見を承ってまいりました。きっと、その話がこれから峰崎さんの方から出るんだと思いますが、内閣は一体でありますから、どうか、その決定については御理解をいただきたいと思います。そして最終的に、今日中に行われる税調総会で総理大臣に対して答申をしたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

それでは、菅会長代行、よろしく願いいたします。

○菅国家戦略担当大臣

いよいよ大詰めになりました。昨日は御承知のように、総理が幾つかのマニフェストに関する最終判断をされました。勿論、税にも絡むこともたくさんありまして、それも場合によっては後ほど御報告しようかと思っております。

いずれにしても、今、会長からのお話のように、初めての鳩山内閣の予算、そして税制、最後にぴしっと着地を決められるように、お互い緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。

よろしく願いします。

○峰崎財務副大臣

それでは、原口会長代行、よろしく願いいたします。

○原口総務大臣

本当に御苦勞様でございます。

2 つのことを申し上げたいと思います。第 1 点は、私たちは道なき道へ踏み込んで

いるということ。その中で、長年こびりついたあかをはがしながらの作業であったということ。2つ目は、党からも要望が出ました、政府一元化と矛盾するのではないかなどという話をする人がいますが、全く違うと思います。支持する政府の政策をブラッシュアップする。それが政権政党に求められるものであり、そこを総理始め、藤井会長、そして菅副総理のリーダーシップでしっかりとまとめてくださいました。今日、着地をし、そして国民に安心・安全の社会を届けるために、全力で一致団結して頑張っていこうではありませんか。

本当にありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

それでは、カメラさん、退場をお願いいたします。

すみません、よろしくをお願いいたします。

(カメラ退室)

○峰崎財務副大臣

次に、お手元に残された検討課題の項目ごとに調整の結果をお配りいたしております。それをごらんになっていただきたいと思うわけではありますが、まず、主要な課題に関する官邸等の調整について、菅会長代行から一言いただければと存じます。

菅会長代行、よろしくをお願いいたします。

○菅国家戦略担当大臣

先ほども申し上げましたように、昨日、マニフェスト、5項目と申し上げていいと思いますが、幾つかは税制に関連しておりますので、併せて御報告をしたいと思いません。5項目というのは、一つは暫定税率、一つは子ども手当、一つは高校の無償化、一つは農業の個別所得保障、一つは高速道路の無料化という、この5点がマニフェストの大きな項目でありました。

暫定税率につきましては、もう報道で十分御承知だと思いますけれども、いろいろな議論があり、途中の過程でもいろいろな議論がありました。また、党からの要望の中でもかなり踏み込んだ御提案もいただきました。そういうものを本当に総理は熟慮に熟慮を重ね、ある部分では苦渋の選択の部分もあったわけですが、結果としては、いわゆる道路特定財源としての10年間延長された暫定税率というものは、制度としては廃止をする。しかし、ガソリン税の本体を暫定税率のレベルまで引き上げる。また、車両に関して、国税の2分の1について減税する。こういう形で最終的に総理が判断をされました。

そうした判断に至った理由も、昨日のぶら下がり総理から国民に対して説明がありましたけれども、基本的にはマニフェストどおりにできなかったこと、公約を守れなかったことについては率直におわびをされた上で、特に2つのことを言われたと思っております。

1つは、やはり25%削減という大きな方向性を打ち出された中で、それとの整合性

といったことを考え、今回は一遍に環境税ということにはなりませんので、そういう意味では、税率という形では維持をするという、その整合性をとらえたという意味と、もう一つは、率直なところ、リーマン・ブラザーズに端を発する不況といえますか、恐慌に近い不況の中で、税収が今年度も来年度も非常に大きく落ち込む。そういう中で、44兆円という国債の発行を超さないために、ぎりぎりのところ、財政的な観点からもこういった判断をされた。このように思っております。

ただ、これに加えて、実は景気、雇用、あるいは質的な面で2兆円のある意味での対策を打つようにということも併せて言われておりますので、これは税に絡む部分はあまりないかと思いますが、改めてそういったものについても、今、検討しているところ、この暫定税率に関するところであります。

子育て支援についても、いろいろと御議論をいただきまして、特に総務省、そして、厚労省の間でもいろんな議論をいただきましたが、党からも御議論いただきまして、地方についても大変御苦勞をいただきますけれども、従来の負担を超えない範囲という中で子ども手当を導入する。そして、一時ありました保育園に対しての振り替えのような考え方については、これから幼保一元化等の議論を今後進める中では検討することもあると思いますが、来年度の予算に関して言えば、保育園の費用については従来の厚生労働省予算の中でという形に合わせて認めました。

それから、高校無償化も文科省の方でいろいろ御苦勞いただきましたけれども、一応、最後に残っていた特定扶養控除についての判断は総理の方から、高校生の分のところは部分的に縮減するという事で御了解といいたし、御判断をいただきました。

農業の所得保障については、いわゆる農業土木に関するところの大幅な削減ということが、これは党の要望にもありましたし、もともと議論がかなり強くあったところで、そこは農林水産大臣の方で、それでは、そこはきちっとやるからということになりまして、所得保障に関する要望については、そのまま了解するということになりました。

高速道路については、当初6,000億円という要望でありましたが、1,000億円というかなり縮減した範囲の中でやっていくということで、これも決定され、御了解いただきました。

御報告は以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

御案内のように、これらの項目につきましては、会長、会長代行が中心になって、総理にも御相談をされまして、精力的な調整が行われたところでございます。御不満やさらなる御意見もあらうと思いますが、本日は最終的なとりまとめを行うこととしておりますので、基本的には御了承をいただきたいと思います。

それでは、古本、小川両政務官に御説明をお願いいたします。

○古本財務大臣政務官

ただいま菅会長代行よりお話があった部分も含めまして、改めて提案をさせていただきたいと思えます。

まず、お手元にお配りいたしております「暫定税率」でありますけれども、現行の10年間の暫定税率は廃止をいたします。なお、当分の間、税率水準を維持するという提案でございます。巷間、新税の創設という報道も出ておりますけれども、これはそれではありません。あくまでも揮発油税法に定める1リッター当たり24円30銭という本則をそのままに、その上に現在、平成30年まで続いている、いわゆる、この暫定税率というものを廃止いたしまして、新たに特別税率を構えて同じ租税の水準を維持していくということでありまして、当分の間、そのことを、新たに租特を張らせていただきたいということでもあります。

この租特を張る課税の根拠ということに、今後、おそくなるんだと思えますけれども、地球環境の観点や急激な税制の落ち込みに財政的に耐えられないという状況の中で、いろんな観点から国民の皆様には是非とも御負担をお願いしたいという課税の根拠におそくなってくるんだらうと思えます。本則税率はそのままに、改めて特別税率の租特を張らせていただく。こういう整理でございます。

続いて、自動車重量税でございますけれども、資料をめぐっていただいた2ページ目についてでございます。これは党からも、いわゆる車体課税のうち自動車重量税について、国の分の2分の1見合いで減税してはどうかという御提案もいただいております。いろいろ検討した結果、この表をごらんいただきますと、現行の本則税率の水準にまずは落としながら、この暫定税率との現在の差について、いわゆる、今、エコカー減税が既に導入されておりますので、その75%、50%の現存する水準を少し参考にしながら、いわゆるよりクリーンな、CO<sub>2</sub>排出の少ない、環境にやさしい車についてはより減税し、そうではない車については本則税率より少し高い、しかし、暫定税率より少し下がる。この5,000円の線に引いているイメージだと思えますけれども、その整理をしていきたいということでございます。

他方、経年車、18年を超える、率直に言って、排気ガスも、CO<sub>2</sub>も出す、地球にやさしくない車については暫定税率を維持するという、傾斜をかけることによって、いわゆる「グッド減税・バッド課税」の論理を具現化できる制度を設計してまいりたいと思っております。

3つ目が、これは党からも大変強い要望をいただいておりますし、何よりガソリン税を全体で引き下げていこうという運動の原点になったのが、例の平成20年の上半期の原油の高騰のときでありまして、そういった異常な高騰が続いた場合には、この「上記当分の間の税率」というふうに定めております租特を張らせていただく揮発油税等についての課税を停止できるような法的措置を講ずるということでございます。

いわゆるトリガー条項というものでありますけれども、これを構えていくということでございます。

それと「地球温暖化対策のための税」ということではありますが、こちらについては「平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めることとする」ということにいたしたいと思っております。この旨を法律に明記していくということでございます。

「扶養控除等」でございます。扶養控除は、めくっていただいた 2 枚目にチャートが入っております。年少扶養控除については、所得税、住民税、ともに廃止をする。特定扶養控除につきましては、当税調でも累次にわたって議論を重ねてまいりました。最終的に高校生、16 歳から 18 歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分、つまり、38 万円のいわゆる扶養控除の基礎は存続させながら、上乗せしている国税 25 万円、地方税 12 万円については圧縮をさせていただくという提案でございます。

成年扶養控除につきましては、当税調でも随分議論になりましたが、見直しは行わないという判断にいたしたいということでございます。

続いて「たばこ税」でございます。たばこ税の結論は、平成 22 年度におきまして 1 本当たり 3.5 円の税率引き上げでございます。価格の上昇は 5 円程度と記載しておりますのは、いわゆる三級品とか、物によってたばこの値段が若干変わってくるということと、それから、今後、実際の販価ということになりますと、J Tほかのいわゆるマージンの計算を今後の作業で進めてまいりますので「程度」とさせていただきたいということでございます。あくまでも、この税調で決定をさせていただきたいのは、税率であります 3.5 円という御確認をいただきたいと思います。

申し上げるまでもありませんが、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するために、将来に向かって、税率を引き上げていく。その判断から、この提案に至っております。当然に、葉たばこ農家、小売店、製造業者に及ぼす影響は少なからず、大変大きいものと思っております。これを見極めつつ行っていくことといたしました。そういう提案でございます。

実施の時期は、平成 22 年の 10 月 1 日でございます。

続きまして「一人オーナー会社課税」でございます。いわゆる一人オーナー会社への損金不算入の件につきましては、税調の委員の皆様の方からも大変な御要請をいただきました。平成 22 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度につきまして、廃止をするという提案をさせていただきたいと思っております。

なお、税調でも議論をさせていただきました、この給与所得控除を含む所得税の在り方についての議論の中で、今後、個人事業主との課税の不均衡を是正していくという観点、更には、この「二重控除」の問題を解消するための抜本的な措置を次々年度の平成 23 年度改正で講ずるということで、また来年 1 年、当税調できちんと議論をさせていただきたいと思っております。

続いて「農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税・還付措置」でございます。こ

ちらにつきましては、山田農水副大臣から大変熱心に御主張をいただきましたし、全国からも関係の皆様から大変な御要請をいただきました中で、免税・還付の措置を1年延長するという結論にいたしたいということでございます。

「郵貯・簡保が郵便局に支払う消費税の非課税要望」でございますが【検討事項】といたしまして、記載のように表現をいたしたいということの最終提案でございます。

「郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、『郵政改革の基本方針』（平成21年10月20日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、所要の検討を行います」。

以上の検討事項の記載をさせていただきたいということでございます。

国民新党の下地先生からの御提案の「沖縄の貨物便に係る航空機燃料税の軽減要望」については、なお引き続きペンディングということにいたしております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、小川政務官。

○小川総務大臣政務官

関連をいたします地方税の5項目について御報告させていただきます。

まず、暫定税率でございますが、軽油引取税、自動車取得税につきまして、国税同様の取扱いをさせていただきます。

地球温暖化対策税については、燃料課税、車体課税の両面から同様の検討を進めさせていただきます。

扶養控除については、所得税と同様の取扱いです。なお、特定扶養控除の縮小額につきましては、所得税の25万円に対して12万円。そして、適用は平成24年度分の住民税からということになります。この間、長浜厚生労働副大臣がお見えでございますが、厚生労働省と十分調整をし、国保料、また、介護保険料等々への影響の遮断並びに激変緩和に万全を尽くしたいと思っております。

たばこ税でございますが、引き上げ幅については国と地方で1対1の割合で御決定をいただきたいと思います。

最後に、運輸事業振興助成交付金でございますが、事実上、暫定税率の租税水準の維持という結論を受けまして、現存する交付金の仕組みを継続させていただきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、ただいま御説明のあった調整結果につきまして御質問等があれば、どうぞお受けいたします。

山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

たばこ税についてですが、これは2円か3円ぐらいの増ぐらいに考えておりましたけれども、5円の増ということになりますと、いわゆるたばこ耕作農家に対してもかなりの影響が出てくるのではないかと。そう思っております、1万3,000戸のたばこ耕作農家のことも考えていただいて、それについての、国がこうして増税をして、そこに、前から話していますように、中山間地域の本当に畑地のやせたところでたばこをつくっているのがほとんどですから、是非、国の補償。

それで、今、国産葉たばこを使わずに輸入の葉たばこに頼っているというところもあるのです、そこを国産葉たばこをできるだけ使う。それで、農家に負担をかけない、補償をきちんとする。そういうところをちゃんとやっていただければと、是非、そこはお願いしたいと思っております。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。古本です。

私、たばこ税の提案の紙で大事なところを端折ってしまいまして、改めてごらんをいただきたいと思っております。

ちょうど中段以降で「その過程で」というところがございます。その過程というのは、今後、税率が引き上がっていく過程ということになりますが、当然に、このたばこ法制につきまして、現行のたばこ事業法を改めるという、この「改廃」という言葉を使わせていただいております。改廃して、この事業の在り方について、あまり行政の言葉では使わないんですけども、たばこ関係者の皆様の生活ということを書きました。

それで「たばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととする」ということにいたしております、副大臣御懸念のところは当然に一緒になって考えていくことだろうと思っておりますので、また今後とも御指導いただきたいと思っておりますし、何とぞ、この「生活」という2文字に込めた事務局の思いも受け止めていただけるとありがたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

厚労副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

たばこ税が出ましたので、予想以上に低い上げ幅であるということを実感したわけではありますが、昨日、峰崎さんからも御説明がありましたように、この段階でまとめるということでもありますので、今、農水副大臣がおっしゃられたように、たばこ農家への影響及び関係者への影響を考慮するというのは当然であるというふうに思っております。

しかし、いつでしたが、議論の過程の中において、国産たばこの生産量は4割しか

ない。あと6割は輸入に頼っているという現状もあり、それから、先ほど菅副総理の方からも、昨日の幾つかの案件について御報告もいただきましたけれども、たしか総理はたばこ税についても、健康に重点を置くという映像が昨日の状況でも流れていたというふうに、私の間違いでなければそう思っておりますので、そういった観点にも「国民の健康の観点から」と書いていただいておりますが、是非、重点を置いていただきたいというふうにお願いをいたします。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

それでは、内藤副大臣、どうぞ。

○内藤総務副大臣

1本当たり5円の値上げというのは今までになかったことで、これによってどれぐらいのたばこ生産数が減少すると見込まれるか、予想し難いものがございますが、一言で言えば、大体、中小の工場で年間70億本が80億本ぐらい生産しているそうなんです。これまでの1円ぐらいの値上げで大体1つの工場がつぶれるということが繰り返されているというふうに聞いております。そうすると、これによってかなりの工場が閉鎖を余儀なくされるだろう。

それで、1つの小規模の工場で100~200名ぐらいの雇用が確保されているということで、これはかなりの雇用問題にも発展していくだろうということで、この観点を踏まえて国としては、税制とはまた別の対応を講じていくようお願いをしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

特定扶養控除の縮減ということで踏み切っていただいたわけでありましたが、ここについて一言発言をしておきたいと思うんです。

高等学校に行かずに、あるいは同じレベルの学校に行かずにいる者が、大体、試算で1万6,000人ぐらい、全体で1.4%ぐらいはいて、特定扶養控除の対象になってきたんですけれども、それはいろんな事情の中でそういうことがあるということだと思っております。

それに対して、ここで現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討していくということで注意書きで付けていただいたことは感謝を申し上げたいと思うんですが、この制度設計についてはおそらく税の方の工夫でやっていただくということになっていくのかな。文科省サイドの適用というのは少し枠が外れてくる対象になっていきますので、そこのところを税の設計の中でひとつ注意をしていただきながら組み込んでいただくということになると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。



と思っています。

○峰崎財務副大臣

今のは要望として、高等学校に行かない人たちに対する対応を税の中で仕組むという話ですか。

○中川文部科学副大臣

そうです。うちの対応が外れてくるわけなものですから、うちは学校の対象ということになってくるものですから、これは宙に浮かないように、そこをを考えていかなければいけないんだろうと思います。

○峰崎財務副大臣

今の話で、どんな対応ができるか、事務局の方で対応できますか。税の世界ではやや初めて聞くような感じですが、予算のところではわかるんですけどもね。

もし、よければ主税局長。

○古谷主税局長

今、いただいた御提案でございますので、この特定扶養控除が廃止になりますのは平成 23 年度からでございます。御指摘も踏まえて、また私ども、副大臣や政務官とよく相談をさせていただきたいと思っております。

○渡辺総務副大臣

それは、特別支援学校のようなところだと言っているわけですか。

実は、この議論はさっき総務省の方でも少し事務方とやったんですが。

○中川文部科学副大臣

その辺はいいんです。

○渡辺総務副大臣

いわゆる増税になるような、負担増になるんですか。

○中川文部科学副大臣

学校に行っていない層があるんです。

○渡辺総務副大臣

実際、なかなか、これを税でやるというのは非常に捕捉するのは難しいと思うので、ただ、政策的には自治体の中できめ細かく、そこを対応するという事は当然検討すべき課題だろうと思います。

○峰崎財務副大臣

そういう意味で、やや税だけで受けると少し狭いと思っていますので、いろんな予算措置も含めて、どんな対応が取れるのかは前向きに検討します。

そのほかはございますか。

阿部政審会長、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

それでは、お先に失礼します。

皆さんの御熱心な論議で、また、鳩山総理の御決断で何とか年内に税調の形も整ってきて、本当に私も何回も発言させていただいて、皆さんにも聞いていただけて、深くお礼を申し上げます。

まず、私が一番こだわっておりました子ども手当、ちょうど菅副総理もおられますので、所得制限なしでという形にさせていただいて、これは社会が子どもを迎え入れるという民主党のマニフェストどおり、また、社民党の掲げた子ども手当の理念とも合致するもので、その点について、まずお礼と、また、評価も申し上げたいと思います。

それと同時に、社民党では実は現金給付に関わります部分を 2.6 万円、次々年度と申しますか、初年度が 1.3 万円、次に 2.6 万円とするかどうかについては、実は今日も少しお話がありましたが、保育の充実や教育、あるいは医療等々、子どもに対する現物サービスということもバランスを取りながらやらないと、大変、子ども施策の歪みができると思いますので、感謝を申し上げた上で申し述べさせていただきたいと思います。

もう一点は、高校の無償化の問題に関係いたしまして、特定扶養控除の部分が減額になってまいります。特に今回、年少においても、特定扶養控除においても、地方住民税、個人住民税のところをいじってございまして、ここがあらゆる保険料や窓口負担にはね返る 21 項目ということは長浜副大臣からもお調べいただきましたが、私は特に、例えば特定扶養控除に当たる高校生年齢などでは住民税が減額されて、逆に窓口負担が増えたりして、トータルに家計にとってマイナスが出るようなケースもあるのかもしれないとずっと懸念をいたしております。これは重々、この間、シミュレーションをしていただきまして、住民税の部分は諸般影響が大きゅうございますので、先ほど小川政務官もおっしゃっていただきましたが、ここはなお慎重に御検討いただきたいと思う部分であります。

そして、今、中川副大臣からも御提案いただきましたが、実は我が国においても非常に高校に行かない、あるいは中退をなさる若い人たちが近年増えております。これについては、イギリス等々では若年のそうした方々へのいろんな支援の仕組みというものが、よくニートと言われますが、ニート、フリーター対策のかなり手厚い充実をもって、何とかその人の能力を伸ばしていただくということとの兼ね合いでもありますので、この辺りも是非、この新たな政権としては政策の中に組み込んでいただいて、先ほどの所得税の控除は減りますし、住民税も減りますし、そういう中で高校に行っていない、負担増ばかりであるというふうな家庭も確かに現実に生まれると思いますので、その辺はトータルな政策の中での御配慮を、是非、お願いをしたいと思います。

それから、成年扶養控除につきましては、これは大変皆さんの御理解をいただきまして、とにかく負担増だけになる形がこの政権のスタートカラーという形はやはり、特に所得のそう多くない、むしろ低所得・中間所得の皆さんですから、成年扶養控除については見直しは行わないということは、本当にこの政権の目指す思いやりの社会

ということを皆さんが重く酌んでいただいていたの御配慮だと思いますので、心からお礼を申し上げます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、原口大臣、どうぞ。

○原口総務大臣

阿部さんには大変精力的に御議論いただいて、ありがとうございます。

子ども手当について言いますと、やはり現金給付は国でやる。そして、サービス給付は地方でやる。今回、新たな負担を求めないという御決断を総理からいただきまして、その中でも地方が行うことについて、これからの制度設計ですね。今、さまざまな現物給付にも使えるように、あるいは寄附金という制度を総理がおっしゃっていたので、まさに阿部さんがおっしゃるような方向で保育の充実ということが更に行われるのではないかというふうに思います。

控除から手当にという流れは、やはりこれは女性の自立、ジェンダーフリーの社会で、ここも大事なことなので、また更に議論を深めていきたいと思います。本当に阿部さんに私の方からも感謝を申し上げたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、加藤法務副大臣、どうぞ。

○加藤法務副大臣

大分しつこくお願いをしておりました特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入措置をマニフェストどおりに廃止をしていただきましたので、要求だけをしてお礼を言わないのは失礼でありますから、お礼を申し上げたいということでもあります。

それで、この2番目に書いてあります抜本的な議論というものは、私、何度も申し上げていたとおり、給与所得控除の在り方を含めて議論するというのは大いに賛成といたしますか、結構な話だと思っておりますので、ここで是非、また筋の通った議論になるようにということと、また、現場の御意見も反映されるような形で議論を進めていただければということをおもっております。

まずはお礼ということですので、ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

A重油について今回認めていただきまして、農業・漁業者のほとんどが本当にありがたいと思っています。

もともと、2年延長でお願いしておったんですが、1年になってしまいました、来年も是非、よろしくお願ひしたいと存じ上げています。

○峰崎財務副大臣

それでは、増子副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

私の方からも、一人オーナー会社課税については御礼を申し上げたいと思います。大変厳しい状況でございましたけれども、今回こういう形で、加藤さんと一緒にお礼を申し上げたいと思います。

できればもう一つ、中小企業減税が本来であればセットでお願い申し上げておりました。これは残念ながら来年度へ見送りになりましたので、併せて、現下の中小企業の状況を考えれば、来年はこの件を今から御陳情申し上げながら、御礼と代えさせていただきます。ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

下地政調会長、どうぞ。

○下地国民新党政務調査会長

1つだけペンディングになっておりますので、それだけお願いをさせていただきたいんです。

この那覇空港の貨物の燃料税の件なんですけれども、この事業は95億円の事業なんです。沖縄開発金融公庫から71億円が出て、そして、沖縄県も無利子融資を積極的にやって17億円を出して、国土交通省もこの事業に関わる事業として28億円の那覇空港の改修工事を出している。これは国と県が一体となって、どうしても成功させたいという事業でスタートしているわけでありまして、何が何でも県議会においても、県知事においても成功させたいという思いがあることをまず御理解いただきたい。

そして、今、国土交通省の中で1年延ばしてくれという話がありますけれども、それは28億円も出して、無利子融資も17億円出して、そして、制度資金も出して、何をもって延ばすのか。それよりも、これは1年目から成果を出すようにするというのが当たり前のことなので、これは実績を見てから、実績がなかったらやらないといって28億円を捨てるわけにもいかないわけですから、これはしっかりとお育てをいただきたいというのを1点申し上げたい。

2点目には、この事業は決して沖縄県のためにやっているわけではなくて、全国の航空貨物のアジア行きの荷物を、午前中の間に沖縄に運んで、そして、それを夜の便で香港や中国にやって、青森のりんごであっても、いろんな地域の農産物を午前中の8時までにアジアの市場に出そうとする事業でありますから、沖縄の事業というのは、沖縄は中継基地だけであって、これをやることで時間的な短縮も、コストの短縮もやると、日本の経済にも大きなメリットがある事業だということを是非お願いしておきたい。ただ、沖縄出身の私だけが言うのは少し残念なんですけれども、皆さんに御理解いただいて、これは全国の経済の活性化になるんだということを2点目に御理解いただきますよう、お願いしたいと思います。

3点目には、最後になりますけれども、これはやはり基地問題を含めて、普天間の問題を含めて、これは5か月間延ばすことになりましたけれども、私は沖縄の基地の役割というものはそう簡単になくなるようなものではない。この10年間、予算も下がりました。本土の予算も2,400億円あったにしても、前政権の自民党政権と同じ金額であって、これは今までいろんな省庁も言っているように、予算規模は減ったけれども、公共事業のシェアの割合は伸びていますというのは、ずっと政権が、役所が言ってきたことでありまして、それは私たちにとって、沖縄県民にとっても、決して説得力のあるものではない。金額が伸びているわけではないわけですから、そういうような意味では10年間予算も切ってきている。そして、普天間の問題も解決しなければならないというようなことを考えると、県民がこれだけ新たな自立方策として、このことをやりたいというようなことをおっしゃっているんですから、是非、金額が100億円、200億円かかるものでもない。これは3億円か4億円です。これは是非、このことはお願いをさせていただきたいと思えます。

私は、ここまでペンディングになるとは思いませんでした。私はこれぐらいの規模でしたら頑張ってみろ、県民にやってみろというような話になるのかと思っていましたら、最後までこれだけが残るといふようなことには、今、非常にながっくりしておりますけれども、しかし、これは何が何でも最後まで、私たちは新たな活性化としてやらなければいけないと思っておりますから、そのことをよろしくお願いしたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

内閣府副大臣、いいですか。

○大島内閣府副大臣

下地先生のお気持ちはよくわかるんですけれども、このターミナルとかの公共事業、社会資本整備については個別に対応させていただいていることも確かでございますが、税については全国一律なものですから、ここも要はやらないと言っているわけではなくて、当面は一定の実績を見たいといふことがあるものですから、そのところを御理解いただければと考えております。

以上です。

○下地国民新党政務調査会長

私が一番、この問題で嫌な言葉が全国一律という言葉なんです。副大臣、それだったら、一律と言うのなら、基地も一律にしてください。そうはいかないのではないのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

この問題は依然としてPになっておりますが、もし、このまま行ってもなかなかこの場では解決がつかないと思っておりますので、引き続き、これは国民新党さんの要望でございますので、政党間の調整というところに行かざるを得ないと思っておりますので、

そちらの方に委ねさせていただきたいと思います。

どうぞ。

○原口総務大臣

私が発言するのは何かと思いますが、もともと民主党は沖縄については「一国二制度」ということを沖縄ビジョンの中でも言っていますね。ですから、税が全国一律でなければいけない。それは大島さんのおっしゃるとおりです。

○大島内閣府副大臣

やらないというわけではありません。

○原口総務大臣

国民新党だけが言っているのではなくて、私が言いたいのは、私たちも複数のことを今まで提案してきたということだけはフェアに言っておきたいと思います。

○大島内閣府副大臣

ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、菅国家戦略担当大臣、どうぞ。

○菅国家戦略担当大臣

私はあまりしゃべりたくなかったんですが、もう下地さんの方に伝わっていると思いますけれども、是非、沖縄担当でもある前原国交大臣とお話をいただければいいのではないかと。今日の閣議の席でも前原大臣の方からも、亀井大臣の方にもそういうことをまさに目の前で言われていましたし、私にもそういう話がありました。

私も率直に申し上げて、何が問題なのかが半分わかって半分わからないので、一番、そのことを議論していただくのは国交大臣であると同時に沖縄担当大臣でもある前原大臣とまさに当事者とも言える下地さんがまずお話しただいて、最終的なところは勿論、閣議なり、その前の基本政策閣僚委員会の中で判断させていただく場面があればそういたしますので、どうも、この税調の議論そのもので合意いただければ、勿論、それで結構なんですけれども、ややそういう形にならない中では、峰崎副大臣からも相談がありましたので、そういう形で、まずは御議論をいただきたい。そのことをお願いしておきます。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、どうぞ。

大分時間が迫っていますので、すみません、恐縮ですが。

○阿部社会民主党政務審議会議長

これは国民新党からの要望ではなくて、3党の共通要望でございます。

○峰崎財務副大臣

訂正しておきます。

それでは、山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

暫定税率の件なんです、これは私どもも本当にマニフェストで暫定税率廃止で戦って、最終的には総理の判断でこういう形になりましたので、それについてはそれで了承させていただきますが、ただ、離島の場合、ガソリンが1リットル160円としております。

それで、離島の場合には車がなければ学校にも勤めにもどこにも行けない。そういうかなり厳しい状況がありまして、今日は見えていませんが、馬淵国土交通副大臣からもありましたように、民主党のINDEXにもあります離島のガソリン税減免措置については、今回是非、暫定税率がこのままであれば、なおさらのこと、お願いしたいと思っております、それについて法的な措置が必要だったら、是非、通常国会でそういう法的なものも含めて、金額についてはたしか80億円ぐらいの免税措置になるかと思いましたが、是非、これは御検討していただければと思っております。

是非、よろしく願います。

○峰崎財務副大臣

大分時間が迫っていますので、感想的なものになりますか。それとも、何か。

○内藤総務副大臣

確認です。

○峰崎財務副大臣

それでは、確認的なことでどうぞ。

○内藤総務副大臣

暫定税率なんです、特に3項目の異常な高値が続いた場合に上乗せ分を停止できる措置とありますが、その制度設計なんですけれども、どういうものをお考えなのか、確認をしたいと思えます。

といいますのは、2件あります。1つは、万が一、これが発動した場合に、今まで暫定税率が廃止された場合、それでは、地方の減収分はどうなるのかというのも一つ大きな問題です、もう一つは、おそらく閾値を設けておくんだと思えますが、基本的には裁量の余地をなくすために明確に閾値を定めるべきだと思うんですけれども、ただ、それを行うとどうなるかといいますと、一つの頭の体操として考えていただきたいのは、基本的には競争原理が働くからみんな安くしようとするんですが、高値が続いて、その閾値に近づいてくると値下げ圧力が一気になくなって、ばあっと上がる。その方がむしろ逆に下がりますから、そういうようなことも含めて制度設計は慎重でなければいけないんですが、どのようなものをお考えなのか、確認させていただきます。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。

この考え方はそもそも、例の俗に言われているガソリン国会のときに多くの仲間の

議員がまさに身を挺して、原油の高騰したあのときに何とかしようと言って行った国民運動が事柄の始まりだったと思うんです。

もう一方で、財源特例法がなくなった中で、いわゆる課税の根拠を失っている。これは既に一般税、普通税ですから、自由税といいますか、そういう税でありますから、このことにおいて、今、上に乗せていくという話はあくまでも租特で張るという話なんですけれども、そのときに、率直に言って党からの要望で具体的にこういう御示唆もいただいたわけでありまして、その心は、やはり油の値段が安定しているであろうということがあるんだろうと思うんです。

それで、人々によって幾らが安定しているかというのは、これは差があると思えますけれども、少なくとも、あのときの高騰時に比べれば、今はWTIも安定している。したがって、そういう中で、それでは、いつになったら、この水準については、これは判断にもう少し時間を与えていただきたいと思いますと思っております、最終的に法律に、この後、大綱も御確認いただいて、実際の立法作業の際には、副大臣御指摘のとおり、それはWTIでいくのか、リッターでいくのか、何でいくのかも含め、具体的な数字は出さないと、これは法制的に成り立たないと思っておりますので、その技術的な詰めのところは若干の猶予を与えていただきたいと思います。

いずれにせよ、明示的にする予定でございます。

○峰崎財務副大臣

大塚副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

手短に申し上げます。感想といえば感想ですが、重要な感想だと思っておりますので、すみません、3点です。

1つは暫定税率なんです、遅れて入って誠に恐縮だったんですが、結論には従いますし、当然の結論だったような気がします。ただ、報道だけで聞いておりましたところ、何か別な形で同じ税収を確保するという内容が、遅れて入って、今、加藤さんにお伺いしたら、租特で対応するというにしたのはよかったと思っております。

つまり、ここで変なといいますか、新税が入ると、何のための議論だったのかということになるので、租特でよかったと思っておりますが、その租特の組み立ても、今、内藤さんの御質問に対する回答のように、組み立てによっては新税とおぼしきようなことになっては困りますので、是非、来年以降の議論にも関係しますので、今回はそういう租特という形での対応でよかったという感想でございます。

それから、一人オーナーについては、私も加藤さんと同様に申し上げますが、感謝も申し上げますとともに、これは私たちは、この税調の議論の透明性と論理性という観点から問題にしていたわけでございますので、このような御判断をいただいたことに大変感謝を申し上げたいと思っております。

最後に1点ですが、これは沖縄の話とも論理的には関係してくるんですけれども、



今、郵政改革をやっております。その中の論点の一つに、郵政が負う義務というものは、政府が負っている義務を郵政に担っていただくのか、もともと郵政が本質的に担っている義務を法律で担保するのかという、この論点の組み立てによっては、政府が負っている義務を郵政にやってもらおうとすれば、そのコストを担うのは政府自身であるということになるわけでありまして、そういう論点と関係します。

そのことは同様に、沖縄をどう位置づけるのか。沖縄に対してどういう義務を政府が負っているのかということをも明確にすれば、おのずと、この軽減要望に対しての対応も決まってくると思っております。私も、心情的には下地先生と一緒にありますので、以上、今後の税調の議論の観点で申し上げさせていただきます。

いずれにしても、大変の御苦勞に感謝を申し上げます。

○峰崎財務副大臣

この後に、まだ起草会合がございます。今まで出されました意見も何人からもいただきましたけれども、御了承いただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。いわゆる、後に出したものです。今日御説明したことについては了承いただくということで、先ほどの離島の問題は、残念ながら今回、結論に至っておりません。私も離島を抱えておる国会議員の一人として、離島のガソリン状況、あるいはそれ以外の物価騰貴、高騰というものはよく存じておりますので、これは今後、やはり決して見逃すことのできない重要な論点だと思っておりますので、是非、テークノートさせていただきます、議論させていただきたいということで、今回は載っておりませんが、是非、今日、皆さん方も、また一致して議論することについて御同意いただきたいと思っております。

それでは、一応の今日までの大綱をまとめるに当たっての論点の全体は、一部、沖縄関連の問題はおそらく政党間協議のところに出ると思っております。その後、またこれをどうするのかということが出るかもしれませんが、とりあえず、現段階において私たち、今日はこの調整結果を確認させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、これから大綱起草会合に切り替えて、大綱案の審議を行いたいと思っております。本日は時間の関係もありますので、場所は移動しません。この場所で大綱起草会合を行います。

傍聴されている記者の皆さん方に申し上げますが、この大綱起草会合は非公開でございますので、恐縮ですが、報道関係の皆さんは御退室をお願いいたします。記者会見は大綱起草会合終了後にこの場所で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。